

令和5年度「いじめ・非行・被害防止ポスター」募集要項

1 目 的

児童生徒から「いじめ・非行・被害防止」を表現したポスターを募集し、児童生徒に「いじめ・非行・被害防止」の自覚を促すとともに、思いやりの心を育み、明るい学校、住みよい社会づくりに努める。また、最優秀作品（市長賞）を啓発ポスターとして採用し、市内各所に掲示し啓発に努める。

2 主 催 一宮市、一宮市青少年支援地域協議会

3 共 催 一宮市教育委員会、一宮警察署

4 内 容

「いじめ・非行・被害防止」を啓発する内容のポスターで、挿入文字は自由
(文字を挿入する場合の例)

- ・なくそう！いじめ、非行、万引き
- ・なぜ、いじめるの
- ・いじめは犯罪、万引きは犯罪
- ・非行防止、万引き防止、被害防止
- ・防ごう ネット被害
- ・ひとりで悩まないで
- ・薬物乱用はだめ、絶対！
- ・だまされないで！

5 応募資格・規格等

- (1) 市内在学の小・中学生
- (2) 用紙は、四つ切り画用紙で縦書き指定とする。
- (3) 紙質、色数、絵の具など材料の制限はしない。
- (4) 作品中に固有の商品名の記載はしない。
(例：コカコーラや少年ジャンプ など)
- (5) 応募は1人1点とし、未発表のものに限る。

6 応募方法

応募作品裏面中央に、学校名、学年、氏名（ふりがな）を明記した共通の応募票を貼付し、学校へ提出する。

作品の提出があった学校は、共通の集計表に必要事項を記入し、作品とともに一宮市教育センターへ提出する。

7 応募締切 令和5年9月1日（金）

8 選 考

下記のとおり選考し、入賞者には学校を通じ、賞状と賞品を授与する。

- ・市長賞 1点
- ・市議会議長賞 1点
- ・教育委員会賞 2点
- ・一宮警察署長賞 1点
- ・入 選 数点
- ・佳 作 数点

9 発 表

審査終了後、各学校長あてに審査結果を報告するとともに報道発表する。

10 その他

- (1) 市長賞から一宮警察署長賞までの5点の作品の著作権は主催者側に帰属し、いじめ・非行・被害防止等の啓発資材の原画（ポスター等）として使用する。また、応募された作品は、原則返却しない。
- (2) 応募規定に違反した時、また、類似または二重応募作品と認められた場合には、入賞決定後でも入賞を取り消すことがある。
- (3) 市長賞作品を啓発ポスターとして採用し、11月の「子ども・若者育成支援市民運動」の期間中に各小中学校等へ配付する。入賞作品の展示会は、11月3日（金）～11月13日（月）にエコハウス138において開催する。
- (4) 入賞者は、学校名、学年、氏名が報道発表等されるため、保護者の同意を得たうえで応募する。

11 問合せ先 一宮市子ども家庭部青少年課（青少年センター）

〒493-8511 一宮市木曾川町内割田一の通り27（木曾川庁舎3階）

TEL 84-0017 FAX 87-6633 内線 6057